

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業
事業実施者 公募要領

令和 7 年 2 月

厚生労働省医政局総務課

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 事業実施者 公募要領

1. 背景

我が国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、2030 年には 6,000 万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指している。

このような中、政府の健康・医療戦略推進本部の下に設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成 30 年 6 月 14 日）が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組を進めている。

また、平成 31 年 4 月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に基づき、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国際的な人の往来が一時停止されていたが、国際的な人の往来の再開以降、日本の医療機関を受診する外国人患者は増加しており、今後も増加が見込まれる。そのため、厚生労働省では、外国人患者が円滑に医療機関を受診できるよう、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者を受け入れる環境整備への支援を実施している。

2. 事業目的

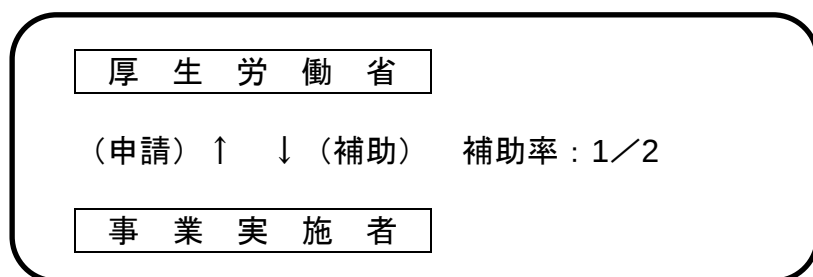
外国人患者を受け入れるに当たって、言語が通じないことが患者及び医療機関の双方にとって不安要素の 1 つとなっている。医療通訳の利用は、外国人患者が理解可能な言語でコミュニケーションをとり、安心・安全に医療を受けるために有用である。また、医療機関にとっても、医療通訳の利用によって患者の症状を正確に把握しやすくなり、またより正確に日本の医療制度等について説明が可能となる。特に、電話医療通訳（映像医療通訳を含む。以下同じ。）は、対面型の医療通訳と比べて、即時性がある、対応可能な地域が限定されない、対応可能な言語の幅が広い等の特徴があり、利便性が高い部分もあると考えられる。

そこで、厚生労働省では、電話医療通訳の団体契約を通して、医療機関における電話医療通訳の利用を促進することを目的として、「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業」（以下、「本事業」という）を実施する。本事業により電話医療通訳の利用を通じ、その利便性に対する医療機関の認識をより多くの医療機関において深めることで、外国人患者の受入環境の更なる充実を目指す。

本事業を実施する団体（以下、「事業実施者」という）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、令和 7 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行うものである。採択・執行に当たっては、国会での令和 7 年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得るものである。

※ 参考：交付スキーム



3. 本事業で対象となる事業実施者

地方公共団体、病院団体、医師会、複数の医療機関から構成される法人等

4. 事業内容

下記の（１）及び（２）に係る事業を行う。

（１）電話医療通訳の団体契約

- ① 事業実施者は、電話医療通訳サービス提供事業者（映像医療通訳サービスを提供する事業者を含む。以下同じ。）との間で電話医療通訳の利用に係る契約を行う。事業実施者が一括して、電話医療通訳サービス提供事業者と電話医療通訳の利用に係る契約をすることにより、管下の医療機関へ（ア）サービスの周知・浸透、（イ）より少ない利用料でのサービス提供を図り、ひいては外国人患者の医療機関へのアクセシビリティ向上を実現する。
- ② 事業実施者は、管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、本事業によるサービスの利用を希望する参画医療機関の募集及びサービス利用に伴う手続き等を行う。
- ③ 医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。

（２）（１）の補助事業における取組内容や好事例・効果等の成果報告書の提出

事業実施者は以下に関する情報の収集及び分析を行い、令和８年３月３１日までに厚生労働省へ提出するものとする。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

- ① 電話医療通訳の団体契約内容及びその実績（参画医療機関数や電話医療通訳の利用件数、利用言語・時間帯・利用シーン等）
- ② 事業実施者が参画医療機関に対して実施した周知内容やフォローアップ内容等
- ③ 電話医療通訳を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等）
- ④ 参画医療機関へのアンケート調査等による本事業の効果や課題に関するデータ（電話医療通訳の利便性への認識度等）

※以下はアンケート調査における必須項目とする。

- ・映像医療通訳サービスの対応言語数、サービス提供時間帯、料金及びサービスの質に関する満足度（３段階）
- ・映像医療通訳サービスに係る要望
- ・参画医療機関が所在する地域における外国人患者受入れ体制の現状、外国人患者受入れに当たっての取組（先進事例）及び課題

５．事業実施における留意点

事業の実施は、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であるとともに、実施状況及び成果を逐次報告する必要がある。また、今後の外国人患者受入れ体制に係る施策立案のため、厚生労働省がデータ等の提供や調査への協力を依頼する場合がある。

６．補助額等

（１）補助対象

「４．事業内容」の補助事業

ただし、事業実施者選定通知以後に契約されるものを対象とする。

（２）補助対象経費

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行い、対象とする経費は本事業の実施に必要な、旅費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費（電話医療通訳料等）、通信運搬費、借料及び損料、委託費（これら費用に関するもの）に限る。

（３）補助金額

（１）に要する経費の 1/2；基準額（上限額）は厚生労働大臣が必要と認めた額

７．事業期間

事業実施者として選定された日から令和 8 年 3 月 31 日

８．応募に関する諸条件

実施団体への応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- （１）「４．事業内容」の（１）及び（２）の事業を行う能力・組織体制を有すること。
- （２）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- （３）日本に拠点を有していること。
- （４）厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５）予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

9. 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施者としての選定については、厚生労働省医政局総務課において、上記「8. 応募に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担えると認められる応募団体を事業実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

①形式評価

応募団体について、応募に関する諸条件への適合性について評価する。なお、応募に関する諸条件を満たしていないものについては、②以降の評価の対象から除外する。

②書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ヒアリング

必要に応じて、申請者（代理も可能とする）に対して電話等によりヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書面評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合もある。なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものとみなす。

④最終評価

書面評価及びヒアリングによる評価を踏まえ、最終的に事業実施者を選定する。

(3) 評価の観点

- ① 事業企画内容が事業目的に合致しているか。
- ② 管下の医療機関における電話医療通訳の利用ニーズを把握した上で企画しているか。
 - ・ 地域における在留外国人・訪日外国人の在住・訪問状況（国籍ごとの規模、言語、その他特記すべき事情）
 - ・ 管下の医療機関における在留外国人・訪日外国人の患者受入状況
- ③ 効果的な事業内容となっているか。（多岐にわたる診療科で幅広い利用が期待できるなど）
- ④ 事業目的、内容に対し、事業スケジュールは具体的かつ妥当なものになっているか。
- ⑤ 管下の医療機関において、外国人患者の受入れ体制整備を促進していく意欲があるか。
- ⑥ 地域の医療提供体制や外国人患者受入れ体制の現状に配慮や工夫がされた内容となっているか。

- ⑦ 事業実施に当たって、関係者から必要な協力を得られる予定があるか。
- ⑧ 電話医療通訳を利用する参画医療機関を十分に集められる予定があるか。（参画予定の医療機関数やその所在地の地理的範囲等の観点から説明されているか。また、説明会の実施など周知・広報の計画は説明されているか）
- ⑨ 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金等）が示されているか。
- ⑩ 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。

（４）評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する。なお、補助金については、事業実施者選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになる。

10. 応募方法等

（１）企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に３部提出すること。なお、そのうち１部は、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものとする。また、記入漏れ等無いようにすること。

① 「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業企画書」

企画書は、以下の（ア）～（キ）の項目立てで作成すること。なお、各項目の末尾にある括弧内の数字は、９（３）評価の観点①～⑩と連動しているので、末尾に数字がある項目については、連動する評価の観点の内容を網羅的に、それぞれ詳細かつ具体的に記載し、作成すること。

（ア）具体的な事業内容及びそのスケジュール。なお、事業スキーム図を示すこと（事業実施者、電話医療通訳サービス提供事業者、参画医療機関の３者間の関係を明記すること）（①～④）

（イ）応募団体において現在実施している類似事業（あれば）の概要

（ウ）管下の医療機関における外国人患者の受入れ状況や受入れ体制の整備状況（医療機関における受入れ状況が不明の場合は、地域における在留・訪日外国人数等、代わりとなる情報を記載すること。）及び事業実施者における外国人患者の受入れ体制に関する今後の方針（⑤～⑦）

（エ）電話医療通訳を利用する参画予定の医療機関（⑧）

（オ）本事業を実施する事業実施者の組織体制（⑨～⑩）

（カ）事業に係る費用積算（別添１）（類似様式の添付でも可）

②団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料

③団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）

④その他必要な資料

（２）応募方法

①提出方法

原則、郵送とする。やむを得ず直接持参する場合は下記問い合わせ先に事前に連

絡し、指示を受けること。

② 提出期限

令和7年3月13日（木）必着（期限内の到着が確認できる方法を用いて郵送すること。）

※ 郵送、持参にかかわらず提出資料一式の電子データを令和7年3月13日（木）15時までにメールにて提出すること。なお、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものと同様に黒塗りしていないものそれぞれを提出すること。

（提出先メールアドレス）kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

③提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて

封筒の宛名面には、「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業」と朱書きにより、明記すること。

（3）問合せ先

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

TEL：03-5253-1111（内線 2678、4108）

FAX：03-3501-2048

以上

(別添 1)

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 予定費用

区分	支出予定額			備考（摘要）
	員数	単価（円）	金額（円）	
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費（電話医療通訳料等）				
通信運搬費				
借料及び損料				
委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）				
合 計				